

2025 年 10 月 1 日

## 吸収合併に係る事後開示書面

東京都品川区大崎一丁目 2 番 2 号  
フリー株式会社  
代表取締役 CEO 佐々木 大輔

フリー株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）は、2025 年 8 月 13 日付で GMO クリエイターズネットワーク株式会社（2025 年 9 月 1 日付でフリーナンス株式会社に商号変更を実施しております。以下「吸収合併消滅会社」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2025 年 10 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行いました。本件合併に関して、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は下記のとおりです。

### 記

1. 吸収合併が効力を生じた日  
2025 年 10 月 1 日
2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過
  - (1) 本件合併の差止請求  
吸収合併消滅会社は、効力発生日前日時点で当社の完全子会社であるため、該当事項はありません。
  - (2) 反対株主の買取請求  
吸収合併消滅会社は、効力発生日前日時点で当社の完全子会社であるため、該当事項はありません。
  - (3) 新株予約権買取請求  
吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
  - (4) 債権者の異議  
吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項並びに同社定款の定めに従い、債権者に対し、2025 年 8 月 22 日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過
  - (1) 本件合併の差止請求  
会社法第 796 条の 2 の規定による吸収合併の差止請求を行った株主はいませんでした。
  - (2) 反対株主の買取請求  
当社は、会社法第 797 条第 4 項の規定に基づき、株主に対し、2025 年 8 月 22 日付で通知に代わる公告を行いました。
  - (3) 債権者の異議  
当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項並びに当社定款の定めに従い、債権者に

対し、2025 年 8 月 22 日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条に定める吸収合併による変更の登記をした日  
2025 年 10 月 14 日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項  
該当事項はありません。

以 上

別紙

2025 年 8 月 22 日

## 吸収合併に係る事前開示書類

東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号  
GMO クリエイターズネットワーク株式会社  
代表取締役社長 五十島 啓人

当社は、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、フリー株式会社（以下、フリーといいます）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます）を行うことといたしました。つきましては、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を開示いたします。

### 記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）  
別紙 1 のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）  
吸収合併存続会社と当社は、効力発生日前日時点では完全親子会社関係にあることから、本件合併に際し、株式その他の金銭等の合併対価の交付を行いません。
3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）  
該当事項はありません。
4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）  
該当事項はありません。
5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）  
【吸収合併存続会社】
  - (1) 最終事業年度に係る計算書類等  
吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。
  - (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。  
【吸収合併消滅会社】
  - (1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
当社は、2025 年 4 月 1 日付で借入金 2,500 百万円について、CN 株式会社へ債務移転を行い、債務超過を解消いたしました。

6. 吸収合併が効力を生じる日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本合併の効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件合併の効力発生後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ認識されておりません。以上より、当社は、本件合併の効力発生以降における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

## 別紙 1

### 吸収合併契約書

フリー株式会社（以下「甲」という。）と GMO クリエイターズネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### （合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）を行う。

#### （合併をする会社の商号及び住所）

第2条 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。なお、吸収合併消滅会社については、商号及び本店所在地（住所）の変更が予定されているため下記の通り変更後の商号及び本店所在地（住所）を記載する。

##### （1）吸収合併存続会社

商号：フリー株式会社

住所：東京都品川区大崎一丁目2番2号

法人番号：7010401100770

##### （2）吸収合併消滅会社

商号：GMO クリエイターズネットワーク株式会社（本契約締結時点）

フリーナンス株式会社（効力発生日時点）

住所：東京都渋谷区桜丘町26番1号（本契約締結時点）

東京都品川区大崎一丁目2番2号（効力発生日時点）

法人番号：5011001047090

#### （効力発生日）

第3条 本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2025年10月1日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議し、合意の上、これを変更することができる。

#### （合併対価）

第4条 甲は、効力発生日の前日においては乙の株式のすべてを保有しているため、本合併に際して、株式の発行・割当て、金銭等の対価の交付を行わない。

#### （資本金及び準備金の額）

第5条 甲の資本金及び準備金の額は、本合併により変動しない。

#### （合併承認決議）

第6条 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ることなく本合併を行う。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ることなく本合併を行う。

#### （権利義務の承継）

第7条 乙は、効力発生日前日における一切の資産、負債その他の権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

(会社財産の管理)

第8条 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの期間、それぞれ善良な管理者の注意をもって業務を執行し、会社の財産を管理するものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼしうる行為を行う場合には、事前に甲乙間で協議し、合意の上、これを実行する。

(合併条件の変更及び契約の解除)

第9条 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの期間に、不可抗力その他の事由により甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙間で協議し、合意の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本合併の効力)

第10条 本合併の効力は、甲乙間で締結された2025年7月22日付株式譲渡契約書に基づく株式譲渡の効力が生ずることを条件として、生じるものとする。

(協議事項)

第11条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項については、甲乙間で協議し、合意の上、これを定める。

以上、本契約成立の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。なお、本契約書を電磁的に作成した場合には、甲乙双方にて記名押印に代わる電磁的处理を施したうえ、各自電磁的記録を保管する。

2025年8月13日

甲：東京都品川区大崎一丁目2番2号  
フリー株式会社  
代表取締役 CEO 佐々木 大輔

乙：東京都渋谷区桜丘町26番1号  
GMOクリエイターズネットワーク株式会社  
代表取締役社長 五十島 啓人